

利用者識別番号の事前取得にご協力をお願いします

令和4年分の申告から、役場で作成する確定申告書は電子データでの送信となります。これに伴い、国頭村役場・各公民館で確定申告をされる方は「利用者識別番号」を取得する必要があります。申告当日は例年よりも申告受付に時間を要することが予想されますので、パソコンやスマホから「利用者識別番号」の事前取得にご協力をお願いします。

利用者識別番号とは

電子申告をするために必要な16桁の個人の識別番号です。なりすましを防止するために導入されました。役場で確定申告される方は必ず必要です。

利用者識別番号の取得が必要な方

国頭村役場・各公民館で申告される方のうち、所得税の還付や納付が必要な確定申告を行う方です。所得がない方や年金収入のみの方は村県民税申告（住民税申告）のため手続きは不要です。

既に利用者識別番号をお持ちの方

手続きは不要です。税務署から届く「確定委申告のお知らせはがき」または「利用者識別番号の通知」などを申告当日にご持参ください。

新規で取得される方（パソコンやスマホから）

国税庁HPへアクセス

URL:<http://e-tax.nta.go.jp/todokedesho/kaishi3.htm>

スマホから→



マイナンバーカード
をお持ちの方は…

待ち時間の少ないスマホでの申告はこちら（給与の還付など）

確定申告書等作成コーナーの便利な機能はこちら♪

スマホで申告！ カメラで給与所得の源泉徴収票を読み取り自動入力！



源泉徴収票の
記載内容を
自動入力！

作成コーナー

